

男女共同参画 推進事業者を募集！

～男女がともに認め合い
ともに活躍できるまちづくり～

遠賀町は、意欲ある事業者
の皆さんを応援しています。



遠賀町では、男女が働きやすい職場環境の整備を積極的に推進している町内の事業者を応援しています。男女共同参画を推進する取組を行っている事業者を、「遠賀町男女共同参画推進事業者」として登録し、広く町民に紹介することにより、町内事業者における男女共同参画の普及及び推進を目指しています。

登録の要件

次に掲げる取組のいずれかを行っている遠賀町内の事業所が登録できます。

- (1) 仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の取組
- (2) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組
- (3) 女性の能力活用に向けた取組
- (4) その他の働く場における男女共同参画推進に向けた取組

【取組の具体的な例】

仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の取組

- ・男性も育児休暇を取った社員がいる。
- ・地域の活動に社員が参加しやすいような休暇制度がある。
- ・イクボス宣言をしている。 など



男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組

- ・男女共同参画やセクハラ防止などの社員向け研修が充実している。
- ・出産後も職場に復帰しやすい。
- ・セクハラ、パワハラについて相談できる環境がある。 など



女性の能力活用に向けた取組

- ・性別だけで担当する職務をきめていない。
- ・女性の管理職、役員がいる。 など



その他の働く場における

男女共同参画の推進に向けた取組

- ・「遠賀町男女共同参画社会推進計画」の基本理念に沿った取組

登録のメリット

町のホームページ等で取組を広く町民に紹介し、事業所の積極的な姿勢をPRします。また、町から男女共同参画に関する情報提供を行います。

事業所のイメージアップ
優秀な人材確保にもつながります。
町に登録して事業所の魅力をアピールしてみませんか！



登録の手続き

申請書に必要な事項を記入のうえ、取組の内容がわかる資料とともに提出してください。詳しくは、「遠賀町男女共同参画推進事業者登録制度実施要綱」をご覧ください。

※申請書、要綱等は、[遠賀町ホームページからダウンロード](#)できます。

募集期間

随時受付を行います。

登録の審査等

申請のあった事業者について、審査を行い、登録の可否を決定します。また、結果は郵送にて通知します。登録が決定した事業者には「遠賀町男女共同参画事業者登録証」を交付します。(有効期間2年)

～イクボスという言葉をご存じですか？～

イクボスのススメ

イクボスとは、部下や社会、そして組織を育(イク)てる上司(ボス)のことです。

イクボスは、職場でともに働く部下やスタッフの仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)を考慮しつつ、その人のキャリアや人生を応援します。また、組織をチームとしてまとめ、業績や結果を出す一方、自らも仕事と私生活の両立を楽しむ、そんなボスのことです！

平成29年5月9日に

北九州都市圏域トップ会議が開催され、

その中で遠賀町長が共同イクボス宣言を行いました。

男女がともに認め合い

ともに活躍できるまちづくり



【問い合わせ先】

遠賀町役場 福祉課 福祉人権係 TEL093 - 293 - 1234 (内線271)